

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

○意見募集期間：令和6年1月27日(土)～同年3月29日(金)

○意見提出件数：2件

| 意見 No. | 意見提出者 | 提出された意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正 |
|--------|----------|--|--|---------------|
| 1 | 個人 | 改正案に賛成する。 もともと、マスター設備の集約化にあたっては、複数の系列に加盟している放送局や、所属していない系列の番組も同時ネットする放送局に配慮した形で進められることが望ましい。 | 本案に賛同するご意見として承りません。 集約化に関するご意見については、今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |
| 2 | 日本民間放送連盟 | <ul style="list-style-type: none"> 放送設備のサイバーセキュリティ確保は重要かつ有意義な取り組みであり、民放事業者は今後も放送設備の安全・信頼性向上に努める所存です。 情報通信審議会答申（2023年11月21日）の際の「放送システム委員会報告」にあるとおり、放送専用の伝送規格に対応した放送設備と、IPに対応した汎用機器で構成されるIPマスターでは、サイバーセキュリティ確保のために必要な対策が異なります。したがって、従来のSDI／ベースバンドマスター向けの規定を現行どおりとし、IPマスターに対して新たな措置を規定する方針は適切だと考えます。 サイバーセキュリティは秘匿性が高く、環境変化の大きい分野でもあるため、各項目の具体的な措置については、経済合理性も勘案しながら放送事業者の判断により適時適切に選択できることが望ましいと考えます。したがって、現行規定と同様に、IPマスターのサイバーセキュリティ確保に必要な措置例を概括的に示しつつ、同等の代替措置も認めるよう規定したことは適切だと考えます。 | 本案に賛同するご意見として承りません。 | 無 |

注：その他、訓令案に対するものではないご意見が1件ありました。